

福岡県公報

平成二十一年二月四日
第二千九百二十七号
増刊 ①

目次

告示(第二百二号)

県が管理する港湾施設の概要の一部改正

選挙管理委員会

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の一部改正

(市町村支援課)

人事委員会

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局任用課)

告示

福岡県告示第二百二号

県が管理する港湾施設の概要(昭和五十一年九月福岡県告示第十三百四十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年二月四日

福岡県知事 麻生 渡

若津港(5)荷さばき施設の表を削り、若津港(6)保管施設の表を若津港(5)保管施設の表とする。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第十九号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定(昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年二月四日

指定した施設の表北九州市小倉南区の項中

福岡県選挙管理委員会委員長

田辺俊明

北九州市立広徳市民センター

南方二丁目五番三七号

を

北九州市立徳力市民センター

南方二丁目五番三七号

に

北九州市立志井市民センター

大字志井二七九番地

を

北九州市立志井市民センター

大字志井二七九番地

に

北九州市立広徳市民センター

徳力六丁目三番二号

に

改め、

同表北九州市若松区の項中

北九州市立島郷市民センター

鴨生田二丁目一番一号

を

北九州市立高須市民センター

高須北二丁目一番一号

を

北九州市立高須市民センター

高須北二丁目一番一号

に

北九州市立島郷市民センター

大字島田九三三番地の三

に

改め、

同表北九州市戸畑区の項中

北九州市立鞆ヶ谷市民センター

西鞆ヶ谷町三番一七号

を

北九州市立沢見市民センター

新池一丁目四番三二号

を

北九州市立三六市民センター

小芝三丁目二番一号

を

北九州市立鞆ヶ谷市民センター

西鞆ヶ谷町三番一七号

に

北九州市立三六市民センター

小芝三丁目二番一号

に

改め、	コミュニティ・センター東郷会館	田熊六丁目七番二五号	に
	コミュニティ・センター東郷会館	田熊二二四二一八	
改め、 同表宗像市の項中	乙金台公民館	乙金台二丁目一七番三号	に
	乙金東公民館	乙金東三丁目五番四三号	
改め、 同表大野城市の項中	乙金台公民館	乙金台二丁目一七番三号	を
	東大利公民館	東大利一丁目二番五号	
	乙金東公民館	乙金東三丁目五番四三号	
改め、 同表八女市の項中	八女市研修センター	上陽町上横山四九〇六番地一	に
	八女市児童センター	吉田四二五番地	
	八女市総合体育館	馬場四三四番地	
改め、 同表北九州市立牧山東市民センター	北九州市立牧山東市民センター	新川町三番二五号	に
	北九州市立沢見市民センター	小芝二丁目一番四号	
改め、 同表北九州市立立石市民センター	北九州市立立石市民センター	新川町三番二五号	を
	北九州市立立石市民センター	新川町三番二五号	

改め、	けやき体育館	二六五四番地三	に
	旧星野村立小野小学校屋内運動場	二四〇〇番地	
改め、 同表星野村の項中	元田代小学校屋内運動場	大字田代一三三七番地一	に
	元渡内小学校屋内運動場	大字木屋三八三番地	
改め、 同表黒木町の項中	元田代小学校屋内運動場	大字田代一三三七番地一	に
	元渡内小学校屋内運動場	大字木屋三八三番地	
改め、 同表福津市の項中	福津市文化会館	津屋崎一丁目七番二号	に
	福津市文化会館	津屋崎四五八番地の一	
改め、 同表太宰府市の項中	太宰府市立向佐野共同利用施設	向佐野二丁目八番八号	に
	太宰府市立向佐野共同利用施設	大字向佐野四四二番地	
改め、 同表太宰府市の項中	太宰府市立大佐野共同利用施設	大佐野五丁目四番一号	に
	太宰府市立大佐野共同利用施設	大字大佐野四七四番地七八	

同表糸田町の項中

打越公民館	糸田町三八一七番地一
宮床公民館	〃 一九〇五番地七
上糸田公民館	〃 三二六八番地一

打越公民館	糸田町三八一七番地一
上糸田公民館	〃 三二六八番地一

宮山集会所	〃 一六二五番地一
-------	-----------

宮山集会所	〃 一六二五番地一
宮床公民館	〃 一九六一番地七

改める。

人事委員会

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年二月四日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第一号

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員に関する規則（平成元年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第六条中「福岡県職員採用上級試験」を「福岡県職員採用 類試験」に、「福岡県職員採用中級試験」を「福岡県職員採用 類試験」に、「福岡県職員採用初級試験」を「福岡県職員採用 類試験」に改める。
別表第一中

福岡県職員採用 上級試験
福岡県職員採用 中級試験

を

福岡県職員採用 類試験
福岡県職員採用 類試験

に、

福岡県職員採用 初級試験
福岡県職員採用 初級試験

を

福岡県職員採用 類試験
福岡県職員採用 類試験

に、

福岡県職員民間企業 等職務経験者採用試験
行政職給料表の職務の 級二級及び三級の職
行政
福岡県職員採用 上級試験の行政の 試験区分の対象と なる職に対応した 職

を

福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験	行政職給料表の職務の級二級及び三級の職	行政	福岡県職員採用 類試験の行政の試験区分の対象となる職に対応した職
に改める。			

別表第二中

福岡県職員採用 上級試験	福岡県職員採用 中級試験	福岡県職員採用 初級試験
を		
福岡県職員採用 類試験	福岡県職員採用 類試験	福岡県職員採用 類試験

に改める。

別表第三中

福岡県職員採用 上級試験	福岡県職員採用 中級試験	福岡県職員採用 初級試験
を		
福岡県職員採用 類試験	福岡県職員採用 類試験	福岡県職員採用 類試験

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県の職員に関する規則の規定は、平成二十一年度の採用試験から適用する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）

